



SYDNEY JAPANESE
INTERNATIONAL
SCHOOL
シドニー日本人国際学校

児童福祉・児童保護に関する方針

目次

I. 児童生徒の福祉	
安全かつ学習を支援する環境に関する方針	
1. サポート	4
2. 安全	4
3. 監護	4
4. 行動	4
5. 不服申し立てとその対応に関しての方針	5
6. 心のケア	5
7. コミュニケーション	5
8. 児童生徒のケアと保護に関する行動	5
9. 監督保護義務と法的責任	6
10. 教職員の報告義務	7
11. 役割と責任	7
II. 一般的指針	
1. 児童生徒の監督	9
2. 児童生徒との関係	9
3. 教職員間の関係	11
4. 児童生徒の規律	11
5. コミュニケーションでの問題	12
6. キャンプ・修学旅行・ホームステイなどの宿泊が伴う行事	12
7. 開示義務	12
III. 児童保護に関する方針	
1.1 概要と目的	13
1.2 主要な法律規定	13
1.3. 関連した方針	14
1.4. コンプライアンスと記録	14

2. 児童保護	14
3. 研修	16
4. 子供たちと関わる仕事	16
5. 報告義務の方針	20
6. 報告されるべき行為	23
7. 犯罪行為	32
8. 同意書	33
9. 参考文献	33
10. 事故に関する報告	34

I. 児童生徒の福祉

安全かつ学習を支援する環境に関する方針

シドニー日本人国際学校は、児童生徒にとって安全な、かつ学習を支援する環境を提供することを目的とする、以下の方針を採用するものである。

1. サポート

本校は、教職員と児童生徒が互いに尊重し合える学習環境を推進する。教職員と児童生徒は互いを尊重し、信頼と支援を損なうことなく、本校の理念と倫理を尊重すべきである。本校は、影響の及ぶ学校関係者全員の間で相談し協議が行われることを奨励する。

2. 安全

本校は以下の事項に重点をおき、児童生徒の安全と福祉を助長する対策を実現する。

- a) 適切な水準の監護
- b) 建物の安全性
- c) 火事が発生した場合の手順
- d) 校庭や施設の使用
- e) 学校活動における送迎
- f) その他、適切な事項

以上の要件や手順が追従されているかを、その都度モニターする。

3. 監護

教職員はすべての児童生徒が学校内外の活動において、活動を行う児童生徒の年齢を考慮し、適切な監護がなされているかを追及することを保証する。

4. 行動

学校は教職員と児童生徒に行動規範を設定する。この規範はその都度、特定のルールなどを補足する場合もある。行動規範は以下の事項を含む。

- a) 学校コミュニティにおける教員と児童生徒の権利と義務
- b) 行動管理
- c) 学校内のリーダーシップシステム（またそれに該当するもの）
- d) 重大な出来事（事故）の管理と報告

学校は本校の理念とその他のポリシーに沿った児童生徒の適切な行動管理手段を定める。

5. 不服の申し立てとその対応に関する方針

学校は、児童生徒、教員、職員または保護者からの苦情及び不平の申し立てに対応する手順を設定する。この手順は適切かつ平等に行われるよう配慮する。(Complaints and Grievances Policy「不服の申し立てとその対応に関する方針」参照)

6. 心のケア

学校は、適切な手段を用いて特別支援が必要な児童生徒を特定し、その児童生徒が必要としている適切な支援を可能な限りのリソースでもって、学校生活への支障を最低限に抑えてサポートすることとする。健康及び医療支援、または投薬の手助けが必要な児童生徒には適切な方法でアシストする。

7. コミュニケーション

学校は、児童生徒の教育と福祉に対して関心のある者との間に、正式及び非公式のコミュニケーションを提供する。これらのコミュニケーションは次の者との間で行われる可能性がある：児童生徒自身、保護者または児童生徒の家族、教員、校長、政府関係者、福祉、保健機関またはその他の機関。

学校教育において校外の提供者による学習コースや教科を受ける場合の福祉について本校児童生徒が校外の提供者による特定の学習コース、教科、個人指導などを校内外で受けるよう本校がアレンジした場合、上記のすべてのポリシーが適用されるものとする。

本校がアレンジした校外の提供者による特定の学習コース、教科、個人指導などを行う教員、職員また関わるすべての者において、それに関連する **child protection legislation** が適用される。

上記すべてのポリシーは本校、児童生徒、学校コミュニティにとって適切な方法で、学校とそのケアの下にある児童生徒に関連する法律に応じて実行するものとする。

8. 児童生徒のケアと保護に関する行動

シドニー日本人国際学校は最高水準の教育を施すことに取り組み、児童生徒の安全性、保護、そして快適さを最優先させる。次のガイドラインは児童生徒及び教職員のケアと保護を保証する為に採用されたものである。

法的な背景

職業上、子供のケアと保護に関わるすべての者は、子供のケアと保護に関する基本的な法律の要素を十分に理解していなければならない。

現在子供のケアと保護に関する NSW 州の法律は次の国会制定法に含まれている。

- The Children and Young Persons (Care and Protection) Act 1998 (NSW) (the Care and Protection Act);
- The Children's Guardian Act 2019 (NSW) (the Children's Guardian Act); and
- The Child Protection (Working with Children) Act 2012 (NSW) (the WWC Act).

その他の法的規定(the (NSW) Education Act, Crimes Act and Civil Liability Act)も適応され、NSW 州の児童保護法として定められている。

2020 年 3 月より下記の 2 つの NSW 州政府機関がこれらの法律の下で責任者となる。

- the Department of Communities and Justice (DCJ)
- the Children's Guardian (OCG)

9. 監督保護義務と法的責任

法の下での責任過失があった場合は、子供の監督保護の関係上、法的に責任を問われる。

(以下、子供は児童生徒を意味する)

一般的に、人は、義務として、他の人に怪我をさせてはいけないこととなっている。この義務は、怪我から守る意図でおこなわれた行為には問われない。

しかしながら、以下のような場合は、複雑な監督保護責任や負担を伴う社会的な特別責任が問われる。

人が過失を問われるのは、次の義務を怠った場合である。

- ① けが人に対しての監督保護：いかなる場合でも道理にかなっていると判断されている基準に従わなかった場合。
- ② その法的基準で要求されている監督保護を行わなかった場合。
- ③ 監督保護を怠った結果として子供が傷害を受けた場合

保護監督に関して次の一般的原則が適用される。

- ① 自分の児童生徒が怪我をしないように適切な注意をはらう。教員として怪我の危険性から児童生徒を守る監督保護義務がある。

- ② 基準となる監督保護とは分別のある親がするであろう事で、監督保護の程度はその対象となる子供の年齢による。
- ③ 学校運営上、効果的な監督のシステムが設けてある。

監督保護が該当するのは児童生徒が学校の管理責任下にある時(校内および放課後クラブ)のみである。この責任は、学校が子供と一緒に働くことを認めたボランティアの人たちにも同様である。

教職員は適切な基準を守り、認められたやり方で対処しなければならない。学校で定めた行動規範に則るものであれば、適切かつ認められたものとみなされる。

10. 教職員の報告義務

法律が特定の児童生徒の保護問題の報告を要求する状況は以下に示されている。シドニー日本人国際学校は、児童生徒の安全や福祉に関する懸念がある場合、校長またはヘッドに報告しなければいけない。

シドニー日本人国際学校は法的な義務に従い、教職員の不正行為(報告可能な行為を含む)に関するすべての申し立てがあれば、すべての教職員は、上記に関して制限することなく、校長、またはヘッドに報告する必要がある。方法は、対面、電話、または電子メールのいずれかでよい。

申し立てに校長、またはヘッドが関与している場合は、ジェネラルマネージャーに報告する必要がある。

これらの義務は、本校のすべての児童生徒の安全と福祉に対する学校の全体的な取り組みの一部である。

11. 役割と責任

- 1) シドニー日本人国際学校に雇用されている教職員の一人ひとりが常に子供の模範となる行動を取ることを要求される。
- 2) 実施されているポリシーのすべてがマニュアルとして存在する。教職員はこれらのポリシーを熟知し、常時それに沿って行動することを要求される。
- 3) 教職員はいかなる場合も子供、同僚、保護者そして訪問者を尊重すること。適切な大きさの声で会話し、暴言を吐いたりしないこと。

- 4) 電話応対をする際、教職員は丁寧なマナーで話さなければならない。すべてのエンロールに関する問い合わせはエグゼクティブ・アシスタントまたはマーケティング担当の者に付託し、その際、本校へのエンロールを助長する方法で取り計らわれなければならない。
- 5) 守秘義務:
職務を通して得られる情報や特権知識を教職員の利点、その他のために利用してはならない。特に児童生徒に関する資料、会議の議事録、そして教職員・ファイルについては最大限の守秘義務がある。
- 6) 報道声明:
教職員は校長の事前承認なしで報道機関に声明を発表してはならない。
- 7) セキュリティー:
セキュリティは全教職員の責任である。施設棄損、窃盗、暴力、火事、自然災害、また人々の安全を脅かす行動などに注意すること。すべての教職員が職場での緊急避難手順を知っていることは大切である。
- 8) 保護者の訪問
保護者が教室を訪問する際は児童生徒の学習の妨げとならないよう注意を払わなければならない。時にはヘッドまたはエグゼクティブ・アシスタントが訪問者に付き添うこともある。見学はクラス学習の妨げになってはならない。
- 9) 身なり:
プロフェッショナルな外観はシドニー日本人国際学校の評判とイメージを良くする。常にプロフェッショナルな身なりを心掛けなければならない。外では帽子をかぶり、安全な靴を履くことを奨励する。
- 10) 校内での喫煙と飲酒はいかなる場合においても禁じられている。

II. 一般的指針

学校として児童生徒の安全・保護・幸福を最優先させた高水準教育を施すことに専念しなければならない。児童生徒および教職員を守るために、以下のガイドラインを取り入れる。

1. 児童生徒の監督

- 1) 怪我につながるような危険性がある状況に児童生徒を必要以上にさらすことなく、あらゆる適切なケアをする。教職員は、学校の管理責任下での親の役目をするのを忘れないように、プロ意識をもって臨む。
- 2) 教職員は学校の避難訓練手順を熟知した上で厳守する。
- 3) 具合の悪い児童生徒・怪我をした児童生徒には必ず付き添う(監督者が対応する)。さらなる補助教員が必要な場合は、管理職またはオフィスに連絡する。
- 4) クラス内・外いずれにおいても、児童生徒には必ず監督が付くこと。保護監督のきまりに従い、時間厳守で授業や指定の監督場所に付く。
- 5) 音楽の個人レッスンの時は講師と児童生徒の当事者のみが一室にいることは認められるが、外から中が見えるような窓からモニターが可能な状況下でレッスンをする。
- 6) 放課後の課外活動で児童生徒が残っている場合、全員がピックアップされるまで教職員が付くこと。居残りが出た場合は、ピックアップされるまで待機すること。
- 7) プレイグラウンドデューティは欠くことのできない教員の任務である。このデューティは最優先で、指定の時間に遅れることは許されない。任務エリアにおいては、積極的に動き回り、油断なく指定エリアの監督をする。
- 8) いじめ・差別的行為には警戒し、そのような行為を見かけたら、適切な教職員に報告をする。

2. 児童生徒との関係

- 1) 教職員と児童生徒間の対応は温かくフレンドリーであること。
- 2) 教職員はすべての児童生徒を同等に扱い、個人のニーズに対応すること。児童生徒の背景を尊重し、男女に差をつけた対応をしないこと。
- 3) 教職員は前向きなアプローチで指導し、児童生徒を前向きで責任ある行動に導くこと。
- 4) 教職員は児童生徒の気持ちやニーズに敏感に反応すること。
- 5) 教職員は生徒との間のコミュニケーションを継続し、尊重すること。
- 6) 教職員は児童生徒が能力を発達させるにあたり、子供を尊重し、励まし、自立、自信、独立心を培うサポートをすること。
- 7) 教職員は児童生徒の好奇心と思考力を刺激するよう接すること。
- 8) 教職員は前向きで快適な雰囲気作りを心掛ける。

- 9) 教職員は児童生徒が、その子供の能力の範囲を超えるようなことをさせない保証をする。
- 10) 教職員は一人ひとりの児童生徒の尊厳と権利がいかなる場合でも保たれることを保証する。子供を管理する際に身体的、言語的また心理的ダメージ、そして恐怖心を与えるような手法を用いないこととする。また、児童生徒はいかなる場合もクラスから排除してはいけない。但し、病気、怪我、そして保護者との事前取り決めによる場合は除く。
- 11) 児童生徒と閉ざされたところで二人だけになる状況をつくらない。責任上、止むを得ず、児童生徒と二人だけになる場合は、他の人もいるオープンスペースを選ぶ。その選択が不可能な場合は、管理職に相談をする。
- 12) 忠告を与える場合に児童生徒と二人きりになることは認められているが、その時、児童生徒に関しての個人的なコメントおよび児童生徒のセクシュアリティやリレーションシップを探るような質問はしないように注意する。また、自分についての事柄も言わないように注意すること。
- 13) プライベートな会話を児童生徒と交わさざるを得ない場合は、後で咎められることがないように、適切な時間と場所を選ぶ。その時、ドアを開けたままにしたり、出口をふさぐように児童生徒とドアの間には立たないようにするなどの注意を払う。
- 14) 教職員は管理職より指示・許可がない限り、児童生徒を自分の車に乗せない。緊急時は自分の判断で乗せる場合があるが、該当する校長及び両ヘッドに必ず事後報告をする。
- 15) 教職員は報告が必要な行為以前（Child abuse という言葉で表していた）の疑いがあった場合は、直ちに校長及び両ヘッドに(正式に児童虐待として)知らせる。事実調査は教職員の仕事ではない。子供にネグレクトの懸念がある場合も同様に報告する。
- 16) 教職員と児童生徒との業務以外の社交関係は問題になりやすい。校長または両ヘッドの許可なく、児童生徒を家まで訪ねていったりするのを控える。教職員として児童生徒との社交関係に対してのリスクを警戒し、立場上特別の義務があることを自覚すること。
- 17) 教職員は自分の学校の児童生徒に対し、謝礼が絡んだ家庭教師をすべきではない。
- 18) 直接児童生徒に接触する指導上必要な場合は、その旨を先に説明し、注意して指導する。その動作を説明する時、誰か児童生徒の中からボランティアになってくれる人をお願いして、説明し安心させる。
- 19) 低学年の児童生徒のトイレ利用の手助けをしないといけない時は、ドアを開けたままにするなど配慮して行う。障害児のトイレ利用は管理プランに含まれている人が手伝う。
- 20) 教職員は自分たちや自分の責任下にある児童生徒にアルコール・タバコ・その他のドラッグを供給、使用を許してはならない。
- 21) 児童生徒を祝福したい時は、その児童生徒が違和感を感じない場合は、握手・肩を軽くたたく、または抱き合うなどの動作で表現しても良い。キスで表現するのは適当でない。

- 22) 児童生徒の怪我の様子や体の具合を調べる時、体に触れないといけない場合がある。常に動作をする前に何をするのかを児童生徒に説明をしてから行動に移す。
- 23) 教職員は児童生徒に親切に接するとともに、えこひいきなしで平等に対応する。いやみ・軽蔑的・良くも悪しくも普段使用しないような言葉を使つてのコメントは絶対あってはならない。
- 24) 教職員はコンピュータ上で児童生徒と会話をする場合は、学校の ICT に関する方針 (Computer/Internet Policy) に従わなければならない。性的表現のあるメッセージやファイルを送ることは、絶対不適切である。
- 25) 業務柄、児童生徒よりプレゼントをもらう場合があるかもしれないが、もし、通常の判断において、普通でない品物の場合は校長及び両ヘッドに報告すること。
- 26) 全教職員は医療薬品の保存および児童生徒の服用に関しての学校の方針を熟知し、確実に従うこと。
- 27) 注意義務の一環として、自分や他人を傷つける行為を止めるために、適度に力を使わなければいけない時がある。その場合、学校の行動管理行為を守って行うこと。

3. 教職員間の関係

- 1) 教職員はお互いに丁寧な態度で接し、意思表示をはっきりとし、お互いの話をよく聞き、意見の衝突が起こった場合は自分たちで問題解決を行うようにする。それでも問題が解決されない場合は校長及び国際学級ヘッドに付託する。
- 2) 教職員はチームの一員としてお互いを尊重すること。個々に有する知識やスキル、お互いの気持ちや見識、意見を尊重すること。
- 3) 教職員はチーム・アプローチを意識し、社会性を養う発達途中の子供たちのよい模範となるよう行動する。
- 4) 不服のある教職員は校長及びヘッドに報告すべきであり、他の教職員に口外するものではない。不平不満を言っている教職員は他の教職員にストレスを与え、仕事の満足度を抑制する可能性がある。

4. 児童生徒の規律

- 1) 全教職員はしつけのポリシー(Discipline Policy)を熟知した上で、従う。
- 2) 学校敷地内は禁煙である。学校関係の催し物・行事の時も、学校が会場であるかないかに関わらず、禁煙である。
- 3) アルコールは学校敷地内およびキャンプ・遠足・修学旅行では、禁止である。校長または両ヘッドの判断で良しとする機会であれば例外となるが、児童生徒が臨席する場合は禁酒である。

- 4) 児童生徒が教室から出て行くことを許可される時とは、トイレに行く時のみである。極端な場合として、児童生徒はヘッ드의ところ、または校長室へ行くように言われることもある。
- 5) 児童生徒と話をするときにはいつも言葉遣いに気をつける。しつけのポリシー(Discipline Policy)参照。

5. コミュニケーションでの問題

- 1) 教職員は学校内の既成のコミュニケーションルートを顧慮し、従う。
- 2) 教職員は、保護者との面談時、守秘義務に留意する。報告義務のある場合は、守秘義務より優先される。
- 3) 教職員は、同僚について、児童生徒またはその保護者に言及しない。
- 4) 教職員はプロ意識を持って児童生徒・保護者・来校者および同僚に接する。公衆の面前での対立および非難はいかなる場合でも避けること。
- 5) 教職員会議やメモの内容はマル秘扱いで、児童生徒に話さない。
- 6) 校長または国際学級ヘッ드의許可なくして、メディア関係者の校内立ち入りはできない。

6. キャンプ・修学旅行・ホームステイなどの宿泊が伴う行事

- 1) 男子・女子児童生徒合同教育活動で宿泊が伴う場合は、監督も男女とする。
- 2) Excursion のインフォメーションは保護者にも伝え、保護者の同意をもらう必要がある。
- 3) 教職員は携帯を持参し、児童生徒全員の緊急連絡先の完全リストをいつも保持する。
- 4) 海外旅行の場合は、コーディネーターが付き添う。コーディネーターは児童生徒・保護者・ホストファミリーにコミュニケーションルートの説明を適切にしておく。
- 5) 宿泊する児童生徒は監督教職員にいつもコンタクトできるようにしておく。監督は「子供最優先」で指導に当たる。もし子供が嫌がる場合は即座にその場所・状況から移す。
- 6) 児童生徒の保護者から、宿泊の同意書・健康関係の書類を提出してもらう。ホストファミリーが関係する場合は、そのホストファミリーより子供に労働をさせない(Prohibited Employment Declaration)という宣誓のサインを提出してもらう。
- 7) 宿泊学習には学校の携帯電話を必ず持参しなければならない。

7. 開示義務

- 1) 教職員はいかなる「報告が必要な行為」の申し立てがある場合、(児童虐待として正式に)校長と教頭にその旨を報告しなければならない。
- 2) 暴力行為による逮捕状(Apprehended Violence Order)または 報告が必要な有罪判決(Reportable Conviction)を受けた・命じられた教職員は即座に校長または両ヘッドに報告しなければならない(教職員の行動規範を参照のこと)。

III. 児童保護に関する方針

1.1 概要と目的

この児童福祉・児童保護に関する方針は、児童保護に関する教職員の責任、およびシドニー日本人国際学校が児童保護の問題に関して従わなければならない手順について定義している。またこのポリシーは、教職員、請負業者、ボランティアを含むすべての教職員に適用される。この方針に従わない教職員は、雇用条件に違反している可能性がある。

シドニー日本人国際学校(SJIS)は、児童生徒が安全で支援的な環境で学ぶことを目的としている。

このポリシーの目的は、「報告が必要な行為」から児童を保護する学校の義務の明確化にある。追従される手順はすべての関連した法律に基づき、子供たちの保護に適切な実施事項やガイドラインも考慮されなければならない。学校の方針と詳細な手順は、法律と規則の改正により、その都度改められる。

この文書は学校の方針を一般的な用語を用いて表している。AIS(Association of Independent Schools of NSW)から詳しい情報とアドバイスは校長に送られる。より詳しい情報は様々な法規が改正されるので AIS の出している児童保護ポリシーのガイドライン (AIS Child Protection Policy Guidelines) を参考とし、様々な法律と規則の改正により、その都度改められる。この方針声明においてカッコ内で示される引用は、AIS Child Protection Guidelines 内の条項に定めてある。

1.2 主要な法的規定

シドニー日本人学校は NSW 州の児童保護に関する下記の法的規定(2020 年 3 月より)に順ずるものとする：

- The Children and Young Persons (Care and Protection) Act 1998 (NSW) (the Care and Protection Act)
- The Children's Guardian Act 2019 (NSW) (the Children's Guardian Act)
- The Child Protection (Working with Children) Act 2012 (NSW) (the WWC Act)

その他の法的規定も参考とし、NSW 州の児童保護法の枠組みとなっている。

2020 年 3 月より下記の 2 つの NSW 州政府機関がこれらの法律の下で責任者となった。

- the Department of Communities and Justice (DCJ)

- the Children's Guardian (OCG)

1.3 関連した方針

児童保護法に関連した方針が SJIS ではいくつもある。教職員はそれらを認識し、理解しなければいけない(但し、これらのみではない):

- 教職員の行動規範：
すべての教職員が従う行動基準の定義。
- 職場における安全衛生管理(WHS)について：学校および教職員に対する労働安全衛生法によって課せられる義務を特定。
- 差別、嫌がらせやいじめについて：不法な差別、嫌がらせやいじめの行為があった場合の義務についてのまとめ。
- 不満と不平に関する方針- 学校への申し立てをどのように進めていくかを記述

1.4 コンプライアンスと記録

校長と両ヘッドは、教職員によりこの方針が遵守されているかを監視し、関連する学校の記録を安全に保管する。それらには以下が含まれる。

- 教職員はこの方針を読み、理解したことを宣言するサインをする。サインをした教職員名の登録(日本人学級はヘッドが保管)。
- 教職員の子供と働く人の証明書(WWC - 以下「チェック」と呼ぶ)の保持の確認(オフィス管理者と一緒に保存)
- 以前は Family Community という名称であったコミュニティおよび司法省(DCJ)、へ報告義務がある、および
- 報告が必要な行為の申し立て、報告が必要な行為の調査の結果、および/または刑事上の有罪判決についての報告(日本人学級に関しては校長室に、国際学級は国際学級ヘッドによって保管される)。

2.児童保護

児童生徒の安全、保護、福祉はすべての教職員の責任であり、以下を含む。

- 児童生徒への危害を防ぐために、適度に措置を取るための注意義務。 および
- 児童保護法に基づく義務。

2.1 児童保護の懸念

児童虐待は、様々なケースがあり、ネグレクト、性的、身体的および精神的虐待が含まれる。

ネグレクト：親または保護者が、食べ物、衣類、避難所、医療および歯科治療、適切な監督など、適切な成長と発達に必要な基本的なものを子供に与えないことである。

性的虐待：誰かが力づくで、あるいは、子供や若者をだまし信じさせることで性的行為に巻き込むことを意味する。多くの場合、子供たちは、その行為・活動のためにお金を受け取ったり、身体的および心理的に脅迫されたりしている。児童の性的虐待は犯罪である。

身体的虐待：親、保護者、またはその他の人によって起こる、偶発的ではない子供への傷害または危害。虐待には、過度のしつけ、激しい殴打または揺すり、タバコの火傷、絞殺の試み、および女性性器切除などの傷害など、これだけではない。怪我にはあざ、裂傷またはみみずばれ、火傷、骨折、または関節の脱臼がある。

子供の頭や首をぶついたり、棒、ベルト、その他の物を使って子供を懲らしめたり罰することは犯罪である。

精神的虐待：深刻な心理的危害をもたらす可能性があり、親または介護者の行動が子供または若者の自信と自尊心を損ない、深刻な精神的剥奪またはトラウマをもたらすことがある。

「1度の虐待」が深刻な危害を引き起こす可能性はあるが、一般的に、親または保護者の行動の頻度、しつこさ、およびどのくらいの期間で起こっているかによって子供への影響は大きい。

これには、過度の批判、愛情の差し控え、家庭内暴力への暴露、脅迫、脅迫的な行動など、さまざまな行動が含まれる可能性がある。

2.2 子供の幸福・健康に関する懸念

条項 5.1.2 にある子供の幸福・健康に関する懸念とは、報告されるべき義務の関に達せず、重大な危害のリスクにあつて可能性がある児童生徒の健康、福祉または幸福の懸念である。

2.3 教職員の責任

法律では、児童保護の懸念があるときの報告義務がある。ただし、児童保護に対する学校の全体的な取り組みの一環として、すべての教職員は児童生徒の安全、福祉、または幸福に関する児童保護、または児童福祉に関する懸念を校長、および両ヘッドに報告する義務がある。

申し立てに校長またはヘッドが関与している場合は、GM に報告すること。

3. 研修

3.1 学校

学校はすべての教職員にこのポリシーのコピーを配布し、毎年、全教職員が児童保護研修に参加する機会を設ける。

学校の方針のコピー

- 日本人学級教職員：毎年 4 月の学期始まり、または勤務開始時に渡す
- 国際学級教職員：毎年 1 月の学期始まり、または勤務開始時に渡す
- 他のすべてのスタッフ：勤務開始時に渡す

児童福祉・児童保護に関する方針(Child Protection)についての研修(Training)

- 全教職員合同：毎年 1 月または派遣教員がくる 4 月
- 他の教職員：勤務開始時に渡す

すべての研修は、国際学級ヘッドが取り仕切る。

監護保護義務と児童保護法法的責任ポリシーは、国際学級ヘッドによって見直し ESCOM で承認された後更新される。

3.2 教職員

すべての新しい教職員は、このポリシーを読み、読んで理解したことを宣言する必要がある。すべての教職員は、毎年の監護保護義務と児童保護法の法的責任の研修と追加のトレーニングに参加しなければならない。国際学級ヘッドは研修会の責任者となる。研修会でポリシーについての補足と、児童保護に関する教職員の法的責任と学校の期待などの情報を説明する；以下のことが含まれる。

- 報告義務
- 報告すべき行為
- WWC (チェック)保持
- 職業的境界線

4. 子供たちと関わる仕事

Working with Children Check は、子供関連の仕事に従事するいかなる者にとっても前提条件となる。

The Office of the Children's Guardian (OCG) は子供関連の雇用においてスクリーニングを行う責任団体である。このスクリーニングは国家犯罪歴チェックと、報告された職場での不正行為の所見に関与する物である。

チェックの結果は、以下の二通りある；

- 子供関連の仕事に従事できるという 5 年間のクリアランスを得る
- 従事禁止される(一度受禁止されると 5 年間再申請できない)

また、OGC は申請者とチェックをクリアされた者が子供関連の仕事に従事している間に暫定的に禁止を課すことがある。

クリアされた者が OCG から継続してモニターされ、不正行為の記録が新しく出現した場合に、チェックが取り消されるケースもある。

4.1 チェックをもっている者の責任

4.1.1 教職員

子供関連の仕事に従事する者またはボランティアは次のことを行う必要がある：

- a. 有効なチェックを保持すること、またそれを維持すること。
- b. Interim bar (仮の禁止令) または Bar (禁止令) が出されている期間中、子供関連の仕事に就かないこと。
- c. チェック適格者でなくなった場合、チェックの保持状況が変更した場合、もしくは OCG よりリスクアセスメント対象者であることが通知された場合は、校長及び国際学級教頭に報告しなければならない。
- d. 個人情報に変更があった場合は、変更の 3 か月以内に OCG に報告しなければいけない。怠った場合罰金が科せられる場合がある。

教職員がWWCCの許可を持っていない場合、またはその禁止令が出されている場合に子供関連の仕事に従事することは違法である。

すべてのボランティアを行う者は次のことを行う必要がある：

- a. 学校の教職員の行動規範を手本にそれに沿った行動をすること。

4.1.2 学校

学校は次のことを行う必要がある：

- a. オンラインで子供関連の仕事に従事する者のチェックを確認し、その保持状況を記録すること。
- b. チェックをクリアした者(有効なチェック保持者)のみを子供関連の仕事に、またはボランティアを雇用すること。

- c. 子供が関係する不正行為の所見のある子供関連の仕事に従事する者またはボランティアを OCG に通報すること。性的違法行為、性的犯罪またはひどい身体的行為に関連する報告させるべき暴行行為については、OCG の WWC チェック部署(WWCC)に照会しなければいけない。雇主がチェックを保持していない者、及び禁止令または仮禁止令が出されていることを周知していながらもその人物を雇用することは犯罪である。

4.2 チェックのクリア

WWCCクリアランスはWWC 法に基づく子供関連の仕事をする人のための認定のこと。

4.2.1 子供関連の仕事

子供関連の仕事とは、直接子供に接触する仕事、または不随している仕事などあり、主に下記の仕事（しかし、これに限定されない）を示す；

- (a) 早期教育、チャイルドケアのサービス、チャイルドケアセンターやその他のチャイルドケア
- (b) 学校やその他の教育機関、私立の塾や家庭教師
- (c) 宗教的機関
- (d) 住宅サービス、寄宿学校を含む、3週間以上のホームステイ、宿泊学習
- (e) 学校バスサービスを含む子供のためのトランスポートサービス、障がい児のためのタクシーサービス、学校横断歩道の監督
- (f) カウンセリング、指導や直接会う指導は行わない通信教育

子供と関わる仕事に関連する役割や義務に関して質問がある場合、校長または国際学級ヘッドに直接質問すること。

4.2.2 申請・更新

申請または更新は、Service NSWまたはその代理店を通じて行うことができる。OCGのWWCCが認可の申請と更新のプロセスには、国家犯罪歴チェックと、報告された職場での不正行為の所見が関与するものである。WWCCクリアランスを付与または更新すると、OCGが所有者に番号が発行され、学校に認可結果を知らせてくるので学校は把握・管理できる。

4.2.3 却下・キャンセル

OCG は WWCC の許可を拒否、またはキャンセルすることができる。子供と携わる仕事を拒否された人はその時点から 5 年間申請することはできない。雇用主は OCG から連絡があり、拒否された人を子供と携わる仕事からはずすよう指示される。

4.2.4 仮禁止令

仮禁止令はハイリスク者のリスクアセスメントが行われる期間中、子供関連の仕事に従事できないように発行される。この仮禁止令は 12 ヶ月適用することができる。仮禁止令が 6 ヶ月以上適用された場合、行政決定審判所(Administrative Decisions Tribunal)を通して訴えることができる。

リスクアセスメントを受けるすべての者に仮禁止令が発行されるわけではなく、子供に深刻かつ直接的なリスクを負う者のみに発行される。

4.2.5 不適格者

不適格者とは、有罪判決を受けた者、または WWC 法付則 2 に記されているように不適格な犯罪においての手続きが開始された者を指す。不適格者とは、チェック WWCC が付与されず、子供関連の仕事に従事することを禁止されている者である。

4.3. 継続的監視

OCG は、すべてのチェック WWCC 保持者の犯罪歴と教師としてのすべて行動から判明した事柄に関して、リスク評価のプロセスの間中監視を続ける。

4.3.1 リスクアセスメント (Risk assessments)

リスクアセスメントとは、子供関連の仕事に従事する者がその仕事に相応しいかを査定することである。

OCG は、リスクアセスメントを行った方が良いと判断した新しい記録が受理された場合、子供関連の仕事に従事する者がその仕事に相応しいかリスクアセスメントを行う。これは付則 1 において、子供に対するリスクのある行動パターン、性的不正行為、子供が関連する不正行為の調査結果 OCG に報告された犯罪を含むことがある。

4.4 OCG への報告のプロセス

4.4.1 学校

私立校は WWC 法により、報告する団体に指定されている。

学校は、「報告が必要な行為」があったかどうかを含め、その「報告されるべき行為」の調査結果を OCG に報告することを義務付けられている。性的違法行為、性的犯罪またはひどい身体的行為に関連する「報告が必要な暴行行為」の結果については、OCG の WWC チェック部署(WWCC)に照会しなければいけない。また、WWC 法により正式なリスクアセス

メントになるまでの仮禁止令の処分に相当する場合、その情報は WWC チェック部署 (WWCC) 内部で照会されなければいけない。

学校は、WWC 法と Children's Guardian 法において、追加情報を提供、変更、報告することを義務付けられている。

4.4.2 子供が関連している不正行為の調査結果

学校はどんな調査結果でも発見されたことは、OCG に報告する。

教職員が調査結果に関わっている場合、学校はその人物に子供が関連している不正行為の調査結果が OCG に報告されたことを知らせること；それらは

- 子供に対して、または子供が存在する場で性的な不正行為を行った場合(グルーミング行為も含む)；
- 子供に深刻な身体的暴力をふるった場合

WWC 法において、学校が保持している子供が関連している不正行為が発覚した情報に、OCG に調査結果を報告された人物はアクセスする要求ができる。WWC 法第 46 条において情報にアクセスする要求の権利を持つ者は、子供が関連している不正行為が発覚した時から要求ができる。

4.4.3 そのほかの情報

学校は、また、子供の安全または OCG の管理機能に危害をもたらすかどうかの情報を OCG に提供することを要求される場合がある。

5. 報告義務の方針

Care and Protection 法は、子供への危害のリスクにおいて報告義務のある者を以下のように定義している。

Child (子供) は 16 歳未満の者を指し、young person (若輩者) は 16 歳以上 18 歳未満の者を指す。Care and Protection 法においては、child (子供) は 18 歳未満の者を指す。

Care and Protection 法では、以下の者についても報告義務がある；

- 教職員またはヘルス・ケア、福祉、教育、チャイルド・サービス、住居サービス及び、法の執行に従事している者
- 管理職に就いており、ヘルス・ケア、福祉、教育、チャイルド・サービス、住居サービス及び、法の執行に従事している者の組織において直接管理責任を保持している者は、子供への危害のリスクにおいて報告義務があると定めている。

すべての教職員は報告義務がある。他の教職員もまた同様。他の教職員についての義務については校長または両ヘッドが判断する。

5.1 コミュニケーションと司法省への報告

報告義務のある学校関係者は、子供(16 歳未満)が危害を受けるリスクが依然あるという、疑う余地のある妥当な理由がある場合は、コミュニティと司法省(DCJ)にできるだけ早く報告しなければいけない。報告書には子供の名前、説明および明白は危害のリスクがあると疑いを持った理由が書かれていること。

加えて、学校は若者(16 歳から 17 歳)に危害のリスクがあると疑いを持った妥当な理由があり、その若者の安全、福祉と健康に関する現在の懸念がある場合を DCJ へ報告する選択できる。私立校では、報告する義務のある者は、校長または両ヘッドに報告する義務がある。セントラル化した報告ファイルで、教職員は子供に明白な危害のリスクがある状況に関してのすべての情報を把握し、重大な危害を加え、学校での個々の事件に気づかないリスクに対処できるようにする。

5.1.1 妥当な理由

児童生徒に明白な危害にあうかもしれないと懸念の判断は、ある程度妥当な理由がなければならない。

- 児童生徒または家族を直接観察
- 児童生徒、親または他者から打ち明け
- プロフェッショナルトレーニングや経験に基づく合理的な推測

妥当な理由とは、報告する前に疑いの確証や明白な証拠を持っていないといけないことではない。

注：報告義務の有無に関係なく、誰でも何時でも報告をすることはできる。

5.1.2 重大な危害

児童生徒が明白な危害にあうことは、子供の安全、福祉そして幸福に関して現在懸念が持たれることを指している。今後起こりうる危害に対する懸念も含まれる。

下記より一つまたはそれ以上の事項があった場合を指す：

- 基本的な身体的、心理的なニーズが満たされていない場合
- 保護者が必要な医療ケアを提供しない、またはできない場合
- 1990 年教育法：教育を受けるべき子供または若年層に親または監護者がその手配をしていない、またはするつもりがない場合

- 身体的または性的暴力、及び虐待
- 家庭内暴力の存在する家に暮らしている場合(重大な心理的危害のリスクを負う)
- 保護者の行動が重大な心理的危害のリスクを招く場合
- **Care and Protection** 法第 2 条によると、子供とは母親のおなかの中にいる時から対象とされている。母親は胎児が健康に育つように健診などを受けなければいけない。

重大な(significant)という意味は将来影響が広がるということにもなり、家族の同意と関係なく法的機関で扱うに十分な問題である。

重要なことは、些細なことであても児童生徒の安全、健康や生活に大きく影響することに発展する可能性がある。

一回の行為、過失や積み重なる行為の結果、重大なことになってしまうことがある。

5.3 報告手順

5.3.1 教職員

シドニー日本人国際学校の全教職員は、重大な危害の可能性のある児童生徒への疑い・懸念をできるだけ早く校長、および両ヘッドに報告する義務がある。いかなる状況でも疑い・懸念がある場合は、関連する権威者に通知する手順を追わなくてはならない。

児童生徒に危険に直面している時に校長または教頭またはシニア教職員と連絡が取れない場合、教職員は警察もしくは児童保護ヘルプライン **Child Protection Helpline (13 21 11)**に先に直接連絡し、校長または両ヘッド、またはシニア教職員へできるだけ早く報告すること。

教職員はその事件について調査をする必要はなく、また自分で調査をしてはいけない。DCJからの報告書の内容を保護者や監護者に教えてはいけない。

教職員は、上記で参照人となった人、または報告義務のある人に以外、問題について口外してはいけない。守秘性が守られない場合、ポリシー違反だけではなく、名誉棄損で民事訴訟になる可能性がある。

5.3.2 学校

校長と両ヘッドはこれらの問題を DCJ に、また必要な場合は警察に通知する。ベストプラクティスの原則に従って DCJ はその問題に関してサポートをしてくれる。

5.4 児童生徒に関する報告の手順

5.4.1 教職員

危害を受けるリスクがあると疑いに気づいた場合、すべての教職員は DCJ に報告しなければいけないと Care and Protection 法に示されている。児童生徒の安全、福祉そして幸福を脅かす懸念がある場合に、すべての教職員が校長と両ヘッドへの報告義務を果たさないと、学校のセントラル化した管理報告にならない。教職員は、危害の可能性があるか不確かであっても懸念がある場合、校長と両ヘッドに報告すべきである。

教職員は児童生徒の安全、福祉そして幸福に関するすべての報告内容について守秘義務を守り、校長と国際学級ヘッド及び指名された人のみに開示する。

児童生徒または若輩層が重大な危害を受ける危険性があると懸念される場合は、適切な人物に報告しなければならない。教師は義務的報告者であるため、直ちに上司に相談する必要がある。

監督者は、報告義務者ガイド (MRG) の決定ツリーを使い決定することができる。これは、児童生徒が重大な危害の危険 (ROSH) にさらされている疑いがあるかどうかを判断し、児童保護ホットラインに報告するかどうかを決定するのに役立つものである。これはセントラルに追加され、機密事項としてマークを付けておく必要がある。

6. 報告されるべき行為

Children's Guardian 法 2019 第 29 条は、NSW 州の私立学校を含めたすべての学校は、教職員がかかわっている「報告が必要な行為」や「有罪判決」の申し立てや、申し立てに対して学校が調査した結果を OCG に報告する義務があると定義している。Children's Guardian 法 2019 では、学校の教職員に対する児童虐待の申し出が校長に知らされた時点で、「報告が必要な行為」の違法行為となる。

報告されるべき行為；

- 違法行為に子供(18 歳未満)が関与している
- OCG 法に私立学校のすべき必要事項が定められている(下記参照)；
- 教職員による「報告が必要な行為」、「報告が必要なことや犯罪行為」の防止、管理、処理また対応するシステムがある
- 学校から「報告が必要な行為、または犯罪行為」の疑いに関する通知受けて調査する
- 学校の調査の実施をモニターまたは監視する

- 調査が適切にされていたか、調査の結果適切な措置が取られていたか
- 申し立てされた学校の教職員に対して直接取り調べ、問題の処理、対応をする場合がある(例：申し立ての対象者による苦情があがる)
- 報告が必要なこと（申し立て）または犯罪に対して
- OCG が適切であると判断した場合、関連する事業体が報告、苦情、または通知した、またはその方法を調査する場合がある

6.1 報告が必要な行為

Children's Guardian 法 2019 に「報告が必要な行為」について、下記のように定められている：

- 性的犯罪
- 性的違法行為
- 暴力(性的暴力も含む)
- 虐待
- ネグレクト
- 違反とみなされる行為：犯罪法 1900 43B 項(保護の怠慢)及び 316A(報告の怠慢)
- その行動によって子供または若輩者に心理的危害が加わる可能性

みなされない行為:

- 子供のしつけ、管理または世話という目的で妥当な理由のある行為；子供の年齢や成熟度、健康またはその他の性格を考慮している、および、行動規範または専門的基準による
- あらゆる状況において、些細なまたは取るに足らない物理的な力の使用や使われた状況がすでに調査され、その結果が適切な手順に従って記録されている
- Children's Guardian 法第 30 条に記載されている「報告されるべき行為」から免除されているレベルまたは種類の行為

6.1.1 定義

「報告が必要な行為」は下記のように定義されている。

性的犯罪：各州・地方または国家法に記されている子供を巻き込む性的違法行為とは；

- 性的に触る
- グルーミング(性交等または猥褻な行為などをする目的で、未成年者を手なずける行為)
- 児童虐待に使う道具の作成、配布、保持

児童保護法の中でグルーミングの定義は複雑である。犯罪法において、16 歳未満の子供への性的違法行為になでることや掴んだりする行為が当てはまる。犯罪法第 73 条には、「特別な世話」の関係がある場合、18 歳以下も対象となるとされている。WWC 法付則 1 の (2) では、グルーミングは性的不適切行為とみなされている。「報告が必要な行為」の定義は Children's Guardian 法 2019 及び児童保護ポリシーの第 2 章の中に反映されている。

申し立てられた性的犯罪は、犯罪捜査の対象である必要はなく、性的犯罪の「報告が必要な行為」の申し立てとして分類されるため、起訴される必要はない。

性的違法行為：子供に対して、または子供がいる時に性的行為を行うこと(ただし、性的犯罪ではない)。法律には下記が記されている（ここにはすべて網羅していない）。

- 正当な理由もなく性行為を説明する描写
- 性的なコメント、会話、またはコミュニケーション
- 子供に対して性的な行動をしたいと表現するコメントをする

注) 教師としての境界線を越える、子供がかかわるすべての行為は性的違法行為の定義に当てはまる。つまり子供と、子供に対して、または子供の存在下での行為（ただし性的犯罪ではない）である。

暴力：意図的に、またはむやみに暴力をふるうこと(その結果のリスクを考えずに暴力を使う)

- 合法的な理由なく子供に暴力をふるう；例えば；たたく、殴る、蹴る、たたく、力づくで引きずるなど
- 子供に身体的行為という不当行為をさせるように仕向ける；実際にやらないにしても、言葉や行為で子供に体に危害を加えると脅すことなど（身体的虐待への不安を与える）。

虐待：子供に対する行為としての定義は；

- 妥当でない
- 非常に不適切、不道德に、非人道的にまたは残酷な

虐待には、過度の要求や品位を傷つけるような要求を行うなど、さまざまな行為が含まれる場合がある。つまり、子供に対する敵対的または品位を傷つけるコメント、または行動のパターン。と使用。または子供に対する行動管理が不適切な方法。

ネグレクト: 責任のある親または保護者が、食べ物、衣類、避難所、医療および歯科治療、適切な監督など、適切な成長と発達に必要な基本的なものを子供に与えないことである。

ネグレクトは、親または保護者がすべき子供に身体的または精神的に必要なものをしないことが続くこと。つまり親または保護者が義務を怠り、結果として子供への虐待行為となり、重大な危害となる可能性がある。虐待から子供を守らないことや怪我をする状況に子供を置いておくことも虐待になる。

意図的または(正当な理由なく)むやみにされるこういった行為は、子供に深刻な精神的・心理的な危害をもたらす、明らかに、または明確に妥当な理由ない行為により子供に重大な精神的危害やトラウマをもたらす可能性がある。

心理的危害を含めた「報告が必要なこと（申し立て）」には、次の要点が提示されなければいけない；

- 教職員がわかっていた、または受け入れられないことがわかっているはずの明確な危害行為または一連の行為
- 子供に対する精神的危害が一度以上である証拠；不可解な行動パターンの説明、逆行、苦痛、不安、身体症状、自傷行為が含まれる。
- 教職員の行為と子供への心理的危害に因果関係

「報告が必要なこと申し立て」とは、教職員が「報告が必要な行為」に関わっていた、ということである。

「報告が必要な有罪判決(reportable conviction)」とは、ニューサウスウェールズ州またはその他の場所で、「報告が必要な行為」を含む有罪判決を意味する。

教職員には下記が含まれる；

- 学校が雇用している教職員
- 子供に関わる仕事をするボランティア
- 学校が直接(または第3者の企業と)契約した請負業者；個人またはその企業で雇用の際スクリーニングを行われて WWC チェックをクリアしていなければいけない。
- 宗教団体の人；個人または宗教団体の仕事をするために WWC チェックをクリアしていなければいけない。

ESOA (Employee Subject of the Allegation): 申し立ての対象となる教職員

6.2 報告が必要な行為の申し立て・犯罪の報告手順

6.2.1 学校教職員

教職員は、他の教職員が不適切な行為、報告されるべき行為に関わっているという懸念、または申し出をする、または不確かであっても懸念がある場合は、校長および両ヘッドに報告する義務がある。

また、教職員は、起訴または有罪判決(裁判所で判決がなされないが犯罪歴がある)を受けたことのある教職員に気づいた場合、校長、およびに報告する義務がある。これは教職員自身に関する情報を含む。

申し立てに校長または両ヘッドが関与している場合は、ジェネラルマネージャーに報告すること。

6.2.2 親・監護者及びコミュニティメンバー

保護者(親・監護者)及びコミュニティメンバーは、不適切、報告、または犯罪行為であると思われる行為と思われた場合、校長、両ヘッド、または指名された者に報告することを推奨される。このような報告はすべて、学校の苦情処理の手順に従って処理される。

6.2.3 学校

学校の責任者である校長または国際学級ヘッドは、Children's Guardian Act 2019において下記が義務付けられている；

- 報告が必要な申し立てや犯罪を防止、検出、対応するための特定のシステムが設定されていること
- 学校の教職員に対する報告されるべき申し立てまたは犯罪に気づいてから(校長による合理的な理由がない限り)7 日間以内に OCG に報告する。

報告には以下の情報が含まれてなければいけない；

- (a) 学校教職員に関して報告を受けたこと
- (b) 報告が必要な行為の種類
- (c) 教職員の名前
- (d) 学校名および校長の名前と連絡先の詳細、
- (e) 報告が必要なこと(申し立て)について、警察に通報されているかどうか
- (f) 児童保護ヘルプラインに通報した場合、その報告が行われたこと、および
- (g) 関連する組織で初めてとられた調査とリスクマネジメントの行動について

校長が知っている場合、報告には以下の情報が含まれてなければならない；

- (a) 報告が必要なこと（申し立て）と犯罪とみなされる詳細
- (b) 報告の対象となる教職員の生年月日および WWC の番号（ある場合）、
- (c) 警察報告の参照番号（警察に通知された場合）
- (d) 児童保護ヘルプラインに報告した場合の報告参照番号
- (e) ボランティアや契約業者を含めた子供に関わる仕事できた人の派遣先の名前

7 営業日以内に通知しなかった場合の最大ペナルティ（規定の 10 倍分）となる。

6.3 報告が必要な行為に関する報告についての 調査手順

校長及び国際学級ヘッドは、次の手順に沿って調査を行わなければならない。

6.3.1 初期段階

教職員に対する報告されるべき申し立てを受理した時点で、校長及びは以下を行わなければならない；

- 「報告が必要な行為」の申し立てであるかどうかを判断する
- DCJ または警察に通知する必要があるかどうかを調べる (子供が重大な危害または潜在的な犯罪の危険にさらされていると疑う妥当な理由がある場合)。調査を進める前に法的機関からチェックの確認をしておく。
- その子供の両親に通知する (通知しないと DCJ または警察による調査または調査に支障をきたす可能性がある)。
- 申し立てを受け取ってから 7 営業日以内に OCG に通知する。
- 必要に応じて、リスク査定を実施し、リスクを軽減もしくは除くための措置を講じる
- 「報告が必要な行為」の申し立ての対象になった教職員にその旨と、Children's Guardian 法 2019 第 34 条に基づいてこの問題を調査する学校の責任を伝える。
- 申し立てを学校が調査する、または調査する人を任命する。

6.3.2 調査の原則

調査を行う際、学校は次の原則に基づいて行う；

- すべての調査は公平に行う
- 申し立ての調査対象となったこと、および Children's Guardian 法 2019 第 34 条により、学校が調査の責任者であることをその教職員に適切な時間に伝える。
- 判断を下す前にすべての関連する情報を収集し調査を行う
- 利害の対立を避ける
- 正当の理由なく調査を遅らせることはしない

- 調査中できるだけ守秘義務を維持して進める
- 被害となる子供(たち)、目撃者および申し立て対象の教職員を含め、すべての関係者に偏りなく適切なサポートをする

6.3.3 調査の手順

調査は校長と両ヘッドまたは指名された外部の調査員が行う；

- 妥当な証人と面接し、関連ある書類を集める
- 対象者の教職員に申し立てを書面で知らせる
- 教職員は申し立てに対する書面または面接で応答する機会を与える
- OCG のガイドラインに沿って関係する証拠を踏まえ、暫定的調査結果を出す
- 校長が申し立ての対象者教職員に書面で暫定的調査結果を伝える。その教職員がさらに応答できる機会を与える。そして最終的決断に至る前にもう一度結果を知らせる
- その教職員からの返事を再考する
- OCG のガイドラインに沿って最終決断を下す
- 対象者を懲戒処分にするか否かの決定をする
- Children’s Guardian 法 2019 第 36 条には、調査完了の場合、申し立てを受けた 30 日以内に OCG に最終報告書を出さなければいけない
- 30 日以内に最終報告ができない場合、Children’s Guardian 法 2019 第 36 条では、校長は少なくとも申し立てを受けた 30 日以内に OCG に中間報告書を出さなければいけない

中間報告書には下記が含まれていなければならない；

- 30 日以内に最終報告を提出できない理由と完了するまでの概算時間
- 報告書に含まなければならない詳細(もしわかれれば)；
 - 報告が必要なこと(申し立て)の事実と状況
 - 報告が必要な犯罪についてわかる範囲での情報
 - 校長がさらなる行動をとるために行ったこと、取るために提案をしたか
 - また、それらの理由
 - そのほか規則に従った情報
- 学校が保持している情報(面接した内容と証拠のコピーを含む)のコピーを添付する

ここに書かれた手順は、特定の状況に対処するために、都度変化する必要があるかもしれない。例えば、DCJ または警察によって調査が行われる事件の場合、異なった手順を踏む必要があるかもしれない。

申し立ての対象とされた教職員は、面談のプロセスのサポートしてくれる人の同席を望むかもしれない。サポートする人は、プロセスの証人となり、被告をサポートするためのみに存在するのであり、何かを主張したりプロセスに積極的にかかわったりするものではない。

6.4 調査中のリスクマネジメント

リスクマネジメントとは、重大事件に発展する危険性をもつ出来事や起こった事件を特定化し、その発生の可能性または重大度を最小限に抑えることにある。

校長または国際学級ヘッドは、調査期間中リスクマネジメントの責任がある。調査開始から終わりまでリスクについて調査する。

6.4.1 最初のリスクアセスメント

校長または両ヘッドは申し立ての調査に先立ち、最初のリスクアセスメントを行う。そして以下のリスクを特定し、最小限に抑える；

- 申し立ての対象となる子供(達)
- 申し立てされた教職員が接触するかもしれない他の子供(達)
- 申し立てされた教職員(ESOA)
- 申し立ての適切な調査

リスクアセスメントの間に考慮しなければならない事柄；

- 申し立ての性質
- 学校で申し立てされた教職員 EOSA と接触する子供の脆弱性
- その教職員の役職の性質
- その教職員の懲戒歴または安全性および調査に対するリスクの可能性

校長と両ヘッドは、リスクを最小限に抑える最適な行動を取らなければならない。

それらは、その教職員を一時的にある任務から免除する、特定の児童生徒を接触できないようにする、有給を取らせる、または任務を停止することなどである。リスクがあると分かった場合、学校は危害の可能性のある子供(達)と対象教職員の両方のニーズを考慮する必要もある。

リスクアセスメントを元に行われる決定は、その問題の結論を示唆するものではない。

調査が完了し結果がでるまでは、対象となった教職員の起こした嫌疑を示唆するような、停職にする、などの行動はとるべきではない。

6.4.2 進行中のリスクアセスメント

校長と両ヘッドは、新しい情報がでてくるかもしれないので絶えずモニターを続けること。

6.4.3 結果

調査が完了した時、申し立てに関連した結果がまとめられ、校長と両ヘッドが、必要があれば申し立ての対象教職員、関係した子供(達)、また関係団体に対して、取るべき措置の決断を下す。

6.4.4 申し立てされた教職員 ESOA への情報

申し立てされた教職員へ伝えられること；

- その教職員へ申し立てがあったこと(調査中の妥当な時間に)
- 申し立ての内容、または予備的な調査結果と最終調査結果

申し立てされた教職員は、自動的に下記の権利がなくなる；

- 申し立てをした人物を知っているか、または確認すること
- OCG の通知フォームの内容、もしくは他の教職員または目撃者から提供された情報内容またはそのほかの調査資料を見ること

WWC 法において、その教職員は、いったん最終決断が出されると、OCG に子供がかかわる不正行為の発覚に関わる学校がまとめた結果にアクセスする要求をすることはできない。WWC 法第 46 条には、子供に関わる不正行為がわかった時に情報へのアクセスと要求することができると記されている。

6.4.5 懲戒処分

申し立ての調査または最終結論の結果、学校は申し立てを受けた教職員(雇用終了の教職員を含め)懲戒処分にすることもある。

学校はその教職員に対して；

- 懲戒処分にした詳細
- 最終結論を下す前に意見を述べる権利を与える

6.4.6 守秘性

報告が必要な行為の申し立てに対処する場合、できるだけ秘密を守ることは重要である。学校は、すべての関係する団体に、調査中の書類や記録の扱い方に注意し、守秘義務を要求する。

申し立てされた教職員に関するすべての関係書類は、安全なところに保管し校長と両ヘッド、または指名された権威団体以外にアクセスできないようにする。

校長または両ヘッドがはっきりと認可しない限り、どの教職員もこの件に関してメディアにコメントを伝えてはいけない。

報告すべき行為・申し立てについて守秘義務を破ったものがあることに気づいた教職員は、校長または両ヘッドに伝えなければいけない。

7. 犯罪行為

2018 年に犯罪法は **Royal Commission into Institutional Responses to Child Sexual Abuse** の推奨を起用し改定された。新しい規則は、児童虐待を予防し、警察がすでに発生した虐待に注意できるように設定された。

7.1 犯罪保護の不履行

すべての教職員には、学校で働く者の中に児童虐待という重大な罪を犯すような人がいると分かったら、そのリスクを軽減したり取り除いたりする力がある。作為であろうが、不作為であろうが、怠慢ではリスクを防ぐことはできない。

子供のいる仕事に従事している権威と責任のある人が、周りで起こっている重大な危険に目をつぶり知らないふりをし、その権力を使い子供たちを守らなければ犯罪はやまない。

7.2 犯罪報告の不履行

児童虐待が起こっていることがわかっていて、正当な理由もなく警察に通報しないということは、すべての教職員は犯罪を起こしていることになる。正当な理由とは、問題を校長または両ヘッドに報告することを含め、校長または両ヘッドが警察に通報したことを知っていることである。

7.3 特別な関係 - NSW 州犯罪法 1990 : **Crime Act 1990 - NSW**)

NSW 州において、教職員、ボランティア、請負業者が特別な関係を持ち児童生徒と性的関係を持つことは犯罪である。法律では、以下の状態を指している。

- 学校教員が、生徒（若年層）が学校の生徒である時、もしくは、
- 宗教、スポーツ、音楽または他の指導を行う環境で生徒（若年層）と関係をもってしまった場合を指す。

特別な関係(性交関係)の違法行為がセクシャルコンタクトの行為も加えるという内容が犯罪法第 73 条に補足された。新しくなった第 73 条において、触る行為だけでも犯罪とみなすようになった。この法律は、子供不適切な性交関係を持った教師、または子供と特別な関係を持っている人から 16 歳から 17 歳の子供を守るためにある。

+++++

同意書

(名前) _____ は児童福祉・児童保護に関する方針を読み、理解し、これを遵守することに同意します。

サイン

日付

添付 : Attachment

このポリシーには以下の書類が添付されている

1. 事故報告書

参考文献 :

NSW Department of Communities and Justice <https://www.dcj.nsw.gov.au/>

The Office of the Children's Guardian <https://www.kidsguardian.nsw.gov.au/>

Department of Premier and Cabinet – Keep Them Safe www.keepthemsafe.nsw.gov.au



SYDNEY JAPANESE
INTERNATIONAL
SCHOOL
シドニー日本人学校

事故報告書 INCIDENT REPORT

1. 児童生徒の詳細 Student profile

クラス・氏名 Class & Name	Y — ,
生年月日、年齢 DOB & Age	年 Year: 月 Month: 日 Date: (Age: 歳)
保護者氏名 Parent's name	
住所 Address	
電話番号 TEL	

2. 事故の詳細 Details of Incident

発生日時 Date, Time of the incident	年 Year: 月 Month: 日 Date: 時刻 Time: 授業中 In lesson / リセス中 In Recess
発生場所 Place	
発見者 First witness	
怪我の内容 Injury details	
事故の状況 Detailed account of incident	
校内での医療処置、対応 Medical treatment & action in the school	あり Yes / なし No 内容 Treatment provided:
処置、対応の判断者 Treatment & action authorized by	
学校長・ヘッドへの報告、報告者 Report to The Principal and the Heads (International Division and Japanese Division)	月 Month: 日 Date: 報告者 Reported by:
医師（病院）名 Name of Doctor/Hospital	
保護者への連絡、保護者の対応等 Details of report to parent, guardian, Response or repercussion from parent guardian	
児童生徒のその後の様子 Student's condition after incident	
その他 Other comment	
	報告書記入日 Report date: ____/____/____ 報告書記入者 Reported by: _____

Principal 校長		Head ヘッド		Life Sec.Chief 生活指導部長		Class Teacher 担任	
-----------------	--	-------------	--	--------------------------	--	---------------------	--